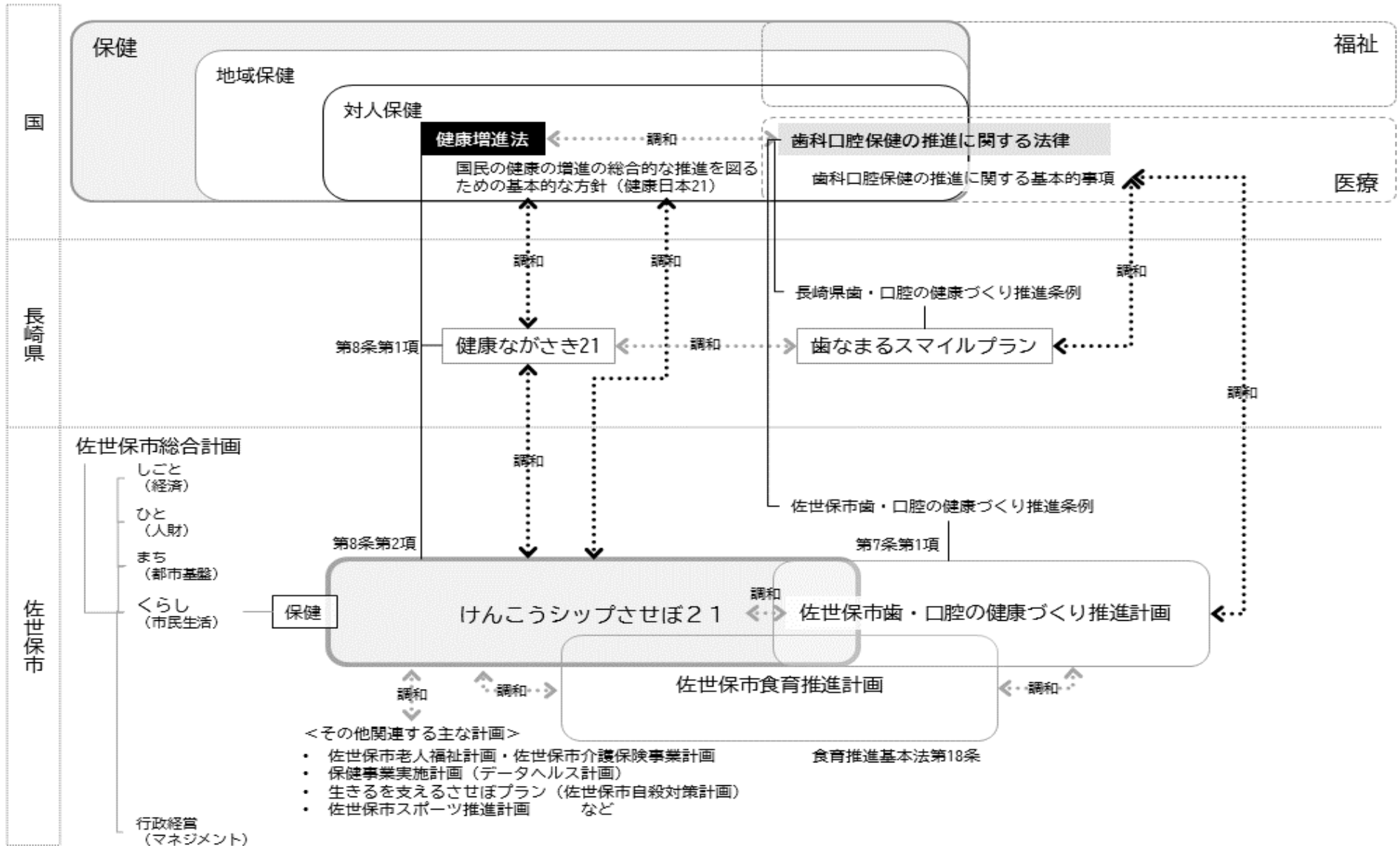


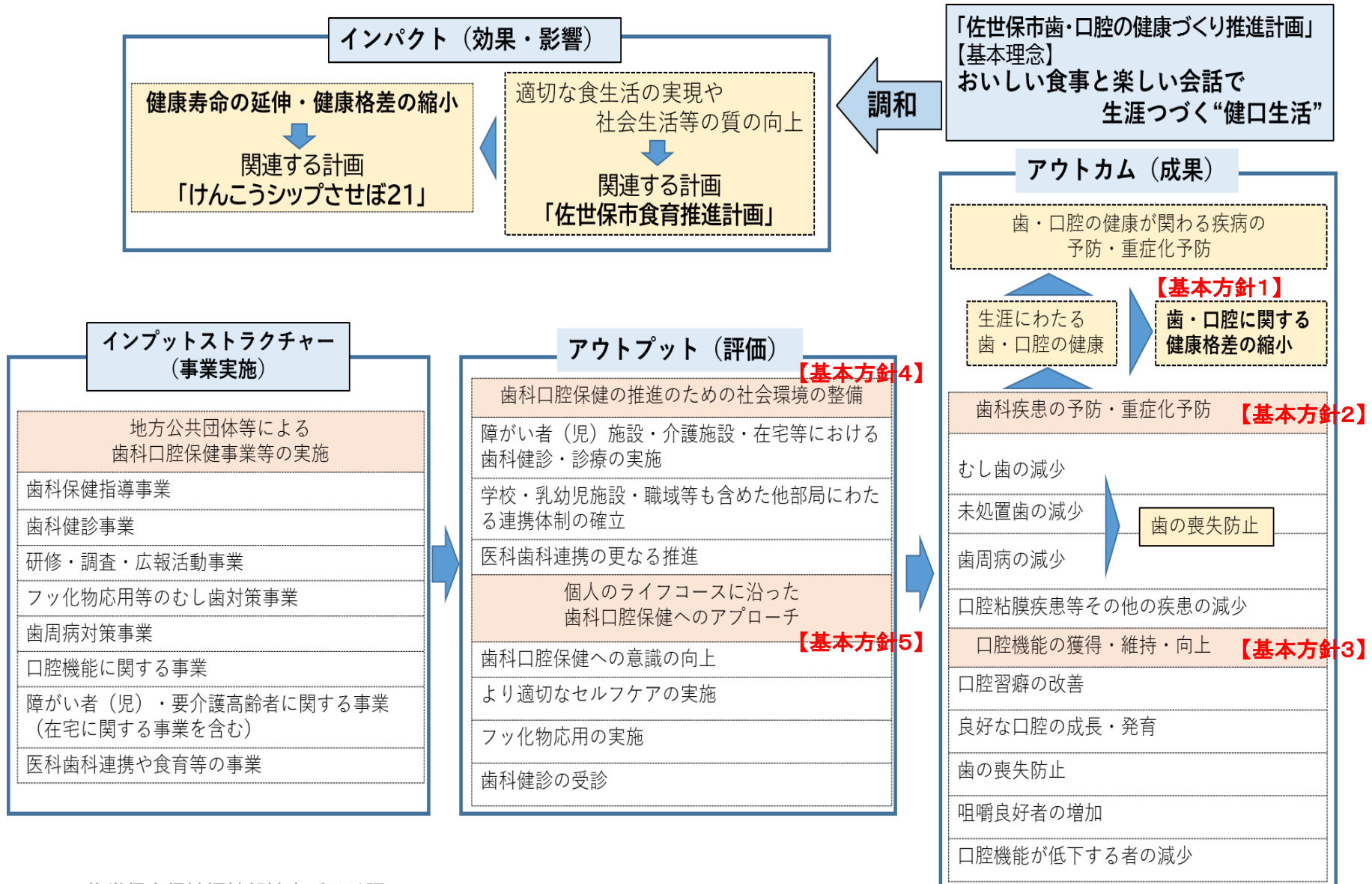
佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画の位置づけ



佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画の概要

計画の位置づけ	佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例 第7条の規定に基づく歯科保健推進計画 ▶ 歯科口腔保健の推進に関する法律や県の計画「歯なまるスマイルプランⅢ」、本市の「第3次けんこうシッブさせぼ21」など、関係する各種計画と調和を図っている。
計画の目的	誰もが健康で質の高い生活を営む基盤となる生涯を通じた歯科口腔保健を実現するため、関係者との相互連携を図り、市民の生涯にわたるお口の健康づくりを総合的かつ計画的に推進すること。
計画期間	令和6（2024）年度～令和17年度（2035）年度（12年間）
基本理念	おいしい食事と楽しい会話で、生涯つづく ^{けんこう} “健口生活”
方針	基本方針 1 歯・口腔の健康に関する健康格差の縮小 2 歯科疾患の予防 3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上 4 定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

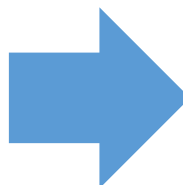
佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画概念図



佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画 目標と取組の方向性

第1次計画 3つの基本目標と7の目標で構成

項目	目標
【基本目標1】 歯科疾患の予防	1. 健全な歯・口腔の育成
	2. 口腔状態の向上
	3. 健全な口腔状態の維持
	4. 歯の喪失防止
【基本目標2】 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	1. 口腔機能の獲得
	2. 口腔機能の維持・向上
【基本目標3】 定期的な口腔保健サービスを受けることが困難な者に対する歯科口腔保健	1. 定期的な口腔保健サービスの推進



第2次計画 5つの基本的な方針と11の目標で構成

項目	目標
【基本方針1】 歯・口腔の健康に関する健康格差の縮小	1. 歯・口腔に関する健康格差の縮小
【基本方針2】 歯科疾患の予防	1. 未処置のむし歯を有する者の減少
	2. 歯肉に炎症所見を有する者の減少
	3. 歯周病を有する者の減少
	4. より多くの自分の歯を有する高齢者の増加
【基本方針3】 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	1. よく噛んで食べることができる者の増加
【基本方針4】 定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健	1. 障がい者（児）の歯科口腔保健の推進
	2. 要介護高齢者の歯科口腔保健の推進
	3. 75歳以上の独居高齢者の歯科口腔保健の推進
【基本方針5】 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	1. 歯科健診の受診者の増加
	2. むし歯予防の推進体制の整備

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	
(2024) R6年度	(2025) R7年度	(2026) R8年度	(2027) R9年度	(2028) R10年度	(2029) R11年度	(2030) R12年度	(2031) R13年度	(2032) R14年度	(2033) R15年度	(2034) R16年度	(2035) R17年度	(2036) R18年度

